

那覇市公報

号外第 6 7 7 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 18 年度行政監査の結果に対する措置について (公表) 943

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	大城	春吉
同	玉城	彰

平成 18 年度行政監査の結果に対する措置について (公表)

平成 18 年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 1 8 年 度
行 政 監 査 結 果 措 置 状 況
健康福祉部
那 覇 市 監 査 委 員

行政監査指摘事項の措置について

（１）条例で規定した機能回復訓練事業について

< 指摘事項 >

那覇市老人福祉センター条例（以下「市条例」という。）第 3 条で定めた機能回復訓練事業は、昭和 56 年度壺川老人センターで、保健師、指導員（看護師）で実施されてきたが、昭和 58 年度の老人保健法施行で、保健衛生課（現健康推進課）の事業として引き継がれ、昭和 61 年度から識名老人福祉センター、末吉老人福祉センターでも実施されてきた。しかし、平成 10 年度からは、老人福祉センターでの事業は実施されてない。平成 17 年度の委託事業では、委託事業として、受託者は市条例第 3 条の事業を実施する契約をしているが、その事業の一つである機能回復訓練事業は実施されてない。条例の遵守に努められたい。なお、条例等の見直しが必要であれば、検討されたい。

次に、高齢者福祉施設には、利用者の健康づくりや、リラクゼーションのために備品で購入した電気マッサージ機やエルゴメーターやルームウォーカー等があるが、故障等により使用できないものもあるので、それらの機器等について整備されたい。

< 措置状況 >

ご指摘の趣旨を踏まえ、今後におきましても、利用者の状況を的確に把握するよう指定管理者と連携し、事業を進めてまいります。平成 19 年度以降 レク体操 大極拳 操体 健康講座について受講前と受講後のアセスメントを行い、老化等による生活機能低下を防ぎ、健康維持（健康づくり・体力づくり）に結び付けられるように努力していきます。

備品等については、現在、指定管理者に備品台帳の整理を依頼しております。その中で使用可能な機器は修繕し、使用不可能な機器は廃棄することとしています。

(2) 開館時間及び講座の見直しについて

< 指摘事項 >

開館時間については、4 老人福祉センター (末吉・壺川・識名・小禄) と、辻老人憩の家が午前 9 時から午後 4 時まで、複合施設併設の 2 老人憩の家 (金城・安謝) は午前 10 時から午後 6 時までとなっている。

教室利用時間は、2 時間を一サークルとして講座を設定しており、午後の講座は、終了時間は午後 3 時になっている。午後の講座の複数開設を検討する等、開館時間等の延長を努められたい。

次に、各講座については、高齢者福祉施設の利用者の大半が女性で占められており、男性の利用促進を図るための講座内容の検討に努められたい。

< 措置状況 >

ご指摘の趣旨を踏まえ、既設の公共施設の有効利用は今後の行政サービスにとって重要な課題です。

午後の講座の複数開設や開館時間、講座等を見直すことについては、市と指定管理者で、協議しながら検討していきます。また、男性の利用促進のために、多くの市民に知ってもらうよう、地域との連携を深めるため地元自治会や老人クラブなどへ PR し、合同行事の開催等、会場利用の促進について検討していきます。

(3) 広報活動について

< 指摘事項 >

那覇市社会福祉協議会が管理している 6 施設 (末吉、壺川、識名、小禄の老人福祉センター及び辻、金城の老人憩の家) では、主に次のような広報活動をしている。

「年間事業計画書」をセンター利用者及び各地区老人クラブ連合会の会員へ配布する。

毎月の「行事予定表」をセンター利用者と各地区老人連合会の定例会で配布する。

新聞等の無料広告欄を利用し、利用者の募集呼びかけを行う。

那覇市内スーパーの店舗にて、チラシ及びポスターの掲示を行う。

日本赤十字社沖縄県支部が管理している安謝老人憩の家では、ほとんど広報活動を行ってない。行事予定表等のチラシ及びポスターを施設内で掲示しているのみである。しかし、これらは行事内容の広報であって、施設等の広報活動は、ほとんどが広報されてない。

平成 18 年 3 月 31 日現在の 60 歳以上の利用対象者数 53,538 人に対して施設利用者は 2,792 人で利用率は 5.2% となっている。利用者を増やす意味からも、積極的にニーズ調査を含めた広報活動に努められたい。

< 措置状況 >

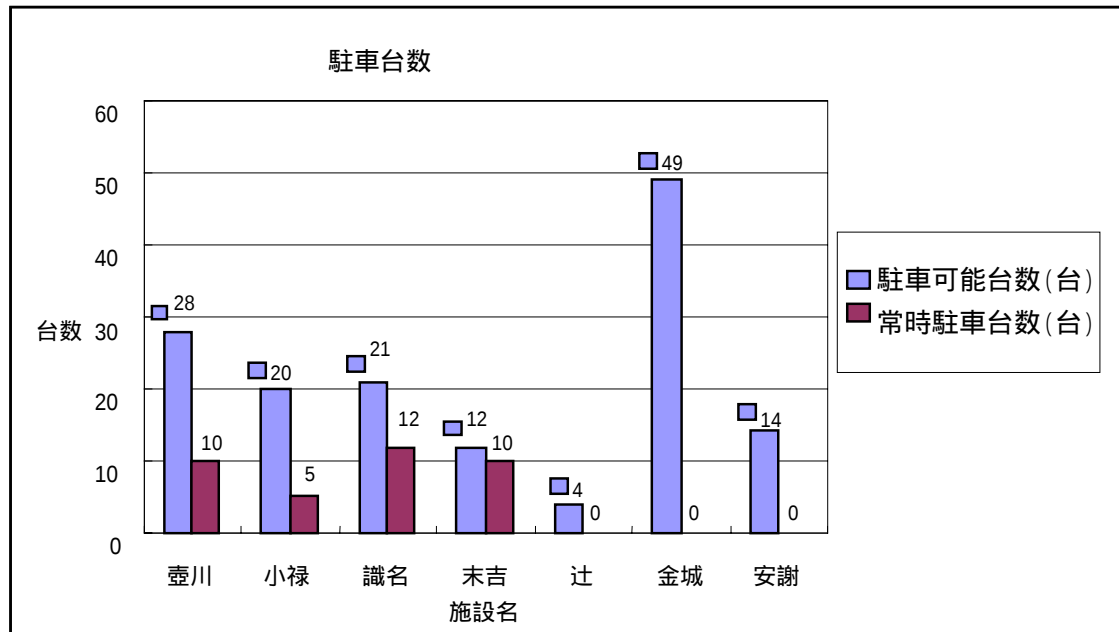
現在行っている広報活動の充実を図りながら、今後どのような PR 方法があるか事業の必要性や設置目的を明確にして、指定管理者と連携しつつ努力を行います。

安謝福祉複合施設に係る老人憩の家の広報については、指定管理者系列の赤十字病院内及び血液センターにチラシ及びポスターの掲示を行い、また地域の自治会や老人クラブ等の交流を促進することで改善したいと考えています。

積極的なニーズ調査については、今後の検討課題とします。

（４）駐車場対策について

< 指摘事項 >



上のグラフは平成 18 年 10 月 23 日～28 日まで実施したアンケート期間中の駐車可能台数と常時駐車台数の状況である。全般的に駐車場が十分に確保されてない。壺川老人福祉センターでは駐車可能台数 28 台に対し 10 台、小禄老人福祉センターでは 20 台に対し 5 台、識名老人福祉センター 21 台に対し 12 台、末吉老人福祉センター 12 台に対し 10 台が常時駐車している。辻、金城、安謝老人憩の家の駐車可能台数はそれぞれ 4 台、49 台、14 台であるが、常時駐車している車はない。

常時駐車は主に囲碁同好会の利用者が駐車している状況である。限られた駐車スペースを有効活用できるよう対策を講じられたい。

< 措置状況 >

各施設において限られた駐車場を有効利用できるかは、自家用車の自粛、乗り合わせ、バス・タクシー等、徒歩の利用が考えられます。今後、職員と利用者とのつながりを高めることにより、利用者全体との連携を図り、話し合いの場を定期的にもち、改善に向け努力していきたいと思ひます。

（５）高齢者福祉施設利用及び部屋稼働率の向上について

<指摘事項>

過去３年間の高齢者福祉施設利用者の延べ人数を見てみると、平成 15 年度は 212,644 人、平成 16 年度は 206,358 人、平成 17 年度は 198,672 人と減少傾向にある。利用者が減少している主な要因として、各施設のほとんどの教室が通年型となっており受講者が固定化している一方で、新たな施設利用者の割合（平成 17 年度、18.7%）が低く、部屋の稼働率もバラつきがあり、（大広間や多目的ホールは高いが、他の部屋は総じて非常に低い）効率的に利用されていないこと等が挙げられる。

全体として、減少傾向にある中で、7 施設のうち、唯一、金城老人憩の家では期間設定型の講座を開催し、終了後は新規利用者として他の教室利用につながり、これが利用者の増加要因の一つとも考えられる。

福祉バスの運行経路に入っていない施設についてはコースに含めるなど運行コースの見直しを検討されたい。併せて、利用者にとっての魅力のある講座の開設、施設周知度の為の広報活動の充実等、それぞれの施設に見合った具体的な施設利用及び部屋の稼働率の向上に向けての改善を図られたい。

<措置状況>

ご指摘の趣旨を踏まえ、今後におきましても、利用者の声も反映し、魅力ある事業内容となるよう既存事業の見直しを行い、利用促進に取り組んでまいります。

過去３年間の利用実績は全体的に減少傾向となった要因等を分析し、検討してまいりたいと思っております。

平成 19 年度から、期間設定型の講座を段階的に拡充してまいります。また、利用者の登録を年度毎の更新制に変更していきます。

福祉バスの運行事業につきましては、委託先と調整して、現在運行していない施設も運行できるよう、運行経路の見直しを行いたいと思います。

（６）運営委員会の構成について

<指摘事項>

高齢者福祉施設の利用者については、年々減少傾向にある。教室や同好会の内容についてもほとんど前年度同様である。また、新規登録者は、教室が 4,015 人中 760 人で 18.7%、同好会は、1,867 人中 339 人で 18.1%である。

教室・同好会の事業計画等については、運営要綱及び運営委員会設置要項等により、各施設の運営委員会で審議することになっている。運営委員会構成は、利用者、講師、地域活動団体、その他会長が必要と認める者で人数は 15 人以内となっている。安謝老人憩の家は、20～30 人以内で各サークルから 1～3 人以内となっている。

運営委員会委員構成を見ると、委員数 108 人中、利用者 76 人（73.1%）、講師 15 人（14.4%）、地域活動団体 10 人（9.6%）、その他 3 人（2.9%）となっており、地域活動団体からの選任は、10 人（9.6%）足らずで 1 割にも満たない状況である。

教室等の内容充実及び施設利用者拡大の観点からまだ利用していない高齢者や老人クラブ及び自治会等からの意見や提案等、地域ニーズを的確に把握し、事業計画等

に反映させるため、運営委員会のあり方について検討されたい。

< 措置状況 >

市は、指定管理者から事前に事業計画書の提出を求め、必要に応じて指導を行うほか、指定管理者は利用者へのアンケートの実施やモニタリング等を行い、常に利用者の声を適切に反映させた施設運営を行うこととしております。そのために、利用者である市民の方々や地域の自治会、老人クラブ、近隣の公共施設（学校）等も運営委員に加え新規利用者の拡大やセンターの果たすべき役割についての意見・提案を積極的に受け入れる運営委員会へと機能を転換し、市民の意見を十分反映するよう努力してまいります。

(7) 入浴サービスの利用者拡大について

< 指摘事項 >

平成 17 年度の入浴サービス事業については、下表のとおり各高齢者福祉施設にあっては、原則として週 3 回（月、水、金）の入浴サービスで、施設全体からすると年間延べ 18,965 人、1 日当たりの入浴者数 20.6 人の利用実績となっている。また、1 日当たりの入浴者数を高齢者福祉施設間で比較すると最も少ない「識名老人福祉センター」が 2 人、最も多い「安謝老人憩の家」が 41.2 人となっており、20.6 倍の格差が生じている。これはコスト面においても 1 人当たりの経費が、「識名老人福祉センター」で 1,893.3 円、「安謝老人憩の家」で 173.7 円となっており、10.9 倍の格差要因となっている。

今後、各高齢者福祉施設にあっては、入浴サービスの広報周知及び利用者の拡大に努められたい。

< 措置状況 >

事業の必要上、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活が送れるよう、機会・場所の確保や多種のサービスの提供の支援が求められております。

その観点から、施設の PR と入浴 PR を実施していきたいと思っております。また、入浴に係る個別のアンケート実施も検討し、継続するか一部変更するかどうか指定管理者と協議していきたいと考えております。